

# E i w a N e w s

年末調整などの変更点

平成 17 年 11 月  
( No. 004 )

日ごとに増す寒さとともに、今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。  
そんな中、再確認の意味も含めまして、平成 17 年分の年末調整などに関する変更点についてまとめてみましたのでご確認ください。

## 〔1〕 老年者控除が廃止になりました。

昨年まで、本人の年齢が 65 歳以上で、かつ、合計所得金額が 1,000 万円以下である場合に適用されていた老年者控除（50 万円）が今年から廃止になりました。

## 〔2〕 国民年金保険料等について証明書の添付が必要です。

年末調整において、国民年金保険料等（※1）について社会保険料控除を受けようとする場合には、「給与所得者の保険料控除申告書」に証明書（※2）を添付することが必要となりました。

特に、中途採用の従業員につきまして、国民年金を支払っていたケースが多いかと思いますので、証明書を紛失してしまわないよう十分に注意が必要です。

また、その金額について給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「国民年金保険料等の金額」を記載することとされましたのでご注意ください。

※ 1 国民年金保険料等とは、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金をいいます。また、その他の社会保険料につきましては、証明書の添付は必要ありません。

※ 2 証明書とは、支払った際の領収書又は証明書（社会保険庁より 11 月上旬ごろ発送予定です。）になります

## 〔3〕 住宅ローン控除の対象となる中古住宅の範囲が広がりました。

住宅ローン控除の対象となる中古住宅は、昨年まで「木造：築 20 年以下、非木造：築 25 年以下」とされていましたが、平成 17 年 4 月 1 日以後に取得した中古住宅について「木造：築 20 年超、非木造：築 25 年超」であっても、建築士等が発行した「耐震基準適合証明書」を確定申告書に添付した場合、住宅ローン控除の適用が受けられることとなりました。

〔4〕 定率減税の引き下げは来年からの実施です。

定率減税の引き下げ（20% → 10%）は来年（平成18年分）の所得税からの適用になります。

本年は引き続き定率減税（年税額の20%相当額、最高25万円）が実施されていますのでご注意ください。

年末調整について何かご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までお問い合わせください。

<お知らせ>

まことに勝手ながら、12月2日（金）・3日（土）は、弊事務所の全体研修のため、休業とさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。